

第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年5月28日（木）

16時～

会 場 庁議室兼防災対策室

1 新型コロナウイルス感染症に伴う本市の対応について

2 その他

緊急事態宣言解除に係る福島市の対応(案)

令和2年5月28日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 緊急事態宣言の解除後も気を緩めることなく、感染拡大防止の取組を徹底する
- ② 社会経済活動の回復に向けて段階的に活動を拡大する
- ③ 新しい生活様式の定着を図りながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請等

県の協力要請を市民に周知する。

- i 日々の暮らしの感染防止対策
- ii 職場における感染防止対策
- iii 不要・不急の都道府県をまたいだ往来の自粛(5月31日まで)→
5月25日に緊急事態宣言が解除された5つの特定警戒都道府県との往来の自粛
(6月18日まで) ～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P4参照
- iv これまでにクラスターが発生したような施設や、「3密」のある場への外出自粛
(5月31日まで) ～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P5参照
※6月1日以降については、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できると考
えられる業種については、外出自粛の対象としないが、その他の業種については、
感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き
続き外出を控えること。
- v 感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、県と連携
し、市民、施設管理者及びイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。
～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2参照

3. 学校の対応

- ① 市立小・中・特別支援学校は、5月25日から学校活動を再開。
- ② 感染防止に慎重を期すとともに、長期にわたる休業による児童生徒の心身の負担や不安を鑑み、5月中は、週2～3日の分散登校とし、徐々に滞在時間を延ばすなど、通常の活動再開へ向けた準備期間とする。
- ③ 6月1日から通常登校とするが、5日までは、午前授業、給食後下校とする慣らし期間とする予定。
- ④ 登校日にあたらない児童・生徒は、自宅で過ごすことを基本とするが、やむをえない事情がある児童は、学校・学童での自学等を行うことができる体制を整える。

4. 幼稚園・保育所等の対応

- ① 市立幼稚園は、5月25日より再開。ただし、学校と同様の考え方で、5月中は分散登園とし、徐々に滞在時間を延ばすなど通常の活動再開へ向けた準備期間とする。また、預かり保育は実施する。6月1日以降は通常登園とするが、クラスごとに慣らし期間(午前保育)を設け、6月15日より通常保育とする予定。
- ② 市立保育所・認定こども園については、開園とする。なお、自宅に対応が可能な家庭には5月中の段階的な登園の協力を依頼する。
- ③ 私立認可保育所・認定こども園等・認可外保育所についても、市立と同様の対応を依頼する。(私立幼稚園については県より連絡)

5. 市有施設の取扱い

- ① 利用休止中の市有施設は換気や人数制限等の適切な感染防止対策を講じたうえで、順次利用を再開する。
- ② 換気が不十分などの理由により、感染防止対策が整わない施設については、引き続き利用を休止する。
- ③ 市有施設の利用に当たっては、利用施設に応じ、手洗いや手指の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底する。
- ④ 入場制限など、施設の利用に制限が伴う場合は、利用者への周知を徹底する。
- ⑤ イベント等に係る新規の予約受付は、6. イベント等の取扱いと合わせ段階的に緩和する。

6. イベント等の取扱い

- ① 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を協力要請。
- ② イベント等を開催する場合には、下記のとおり「3密」にならないよう適切な感染防止対策を講じたうえで行うよう依頼する。

【6月18日まで】

- ・屋内イベントの場合は、100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること。
- ・屋外イベントの場合は、200人以下、かつ人との距離を2m以上確保すること。
- ・適切な感染防止対策
- ・イベント前後や休憩時間における交流の場を控えること
- ・密閉された空間での大声の発声、歌唱、近接した距離での会話を伴うイベントへの慎重な対応

【6月19日～7月9日まで】

- ・屋内、屋外ともに1,000人以下
- ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
- ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

【7月10日～7月31日まで】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下
- ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
- ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

- ③ 市主催のイベントについても、①②の内容に沿って対応する
- ④ 人数の管理が困難な行事については、地域で行われる盆踊り等、広域的な人の移動が見込まれない行事であつて、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずること。

祭り、花火大会等、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P9～12参照

施設の状況

公園・スポーツ施設

対象施設	実施時期	内容
福島トヨタクラウンアリーナ(国体記念体育館)	6月1日～利用可	6月1日～アリーナ以外も全室利用可。※人数制限あり
NCVふくしまアリーナ(福島市体育館・武道場)	6月1日～利用可	6月1日～武道場等全室利用可。※人数制限あり
信夫ヶ丘競技場	6月1日～利用可	6月1日～トラック、フィールド以外も利用可 ※人数制限あり
信夫ヶ丘球場	6月1日～利用可	6月1日～フィールド以外、全室利用可
飯坂野球場	利用可	
飯野野球場	利用可	
蓬萊中央公園(野球場・自由広場)	利用可	
庭球場(森合)	6月1日～利用可	更衣室・休憩室は人数制限あり
弓道場	利用可	人数制限あり
NCVふくしまパークゴルフ場	6月1日～利用可	6月1日～クラブハウス利用可※人数制限あり
クレー射撃場	利用可	
千貫森庭球場	6月1日～利用可	
十六沼公園(テニスコート・スポーツ広場)	利用可	
十六沼公園サッカー場	利用可	
十六沼公園スケートボードパーク	利用可	
十六沼公園屋根付運動場	利用可	
十六沼公園(びよんびよんドームと遊具)	利用可	6月1日～びよんびよんドームも利用可
十六沼公園体育館	6月1日～利用可	会議室、更衣室・シャワー室は人数制限あり
東部体育館	6月1日～利用可	更衣室は人数制限あり
南体育館	6月1日～利用可	付属研修室、更衣室は人数制限あり
西部体育館	6月1日～利用可	会議室、更衣室・シャワー室は人数制限あり
湯野地区体育館	6月1日～利用可	
松川地区体育館	6月1日～利用可	
清沢地区体育館	6月1日～利用可	
飯野地区体育館	6月1日～利用可	更衣室は人数制限あり
飯坂武道場	6月1日～利用可	
相撲場	6月1日～利用可	
飯野地区運動場	6月1日～利用可	
遊具等の利用を制限する公園(制限解除)	5月17日～制限解除	・新浜公園(ふれあい交流センター談話室と遊具) ・大森城山公園(大型複合遊具と物見やぐら) ・松川工業第1公園(タワースライダーと遊具の一部) ・萩公園(大型複合遊具) ・勝口公園(大型複合遊具) ・弁天山公園(複合遊具) ・ふくしま北中央公園(遊具) ・荒川桜づつみ河川公園(複合遊具)
ふくしま児童公園SFCももりんパーク(児童公園)	6月1日～利用可	
さんどパーク	一部利用不可	利用時間・人数・遊具の利用制限有
荒川運動公園		
信夫ヶ丘総合運動公園(緑地公園)		
森合運動公園多目的広場		
中央市民プール		
森合市民プール		
飯野地区運動場		
蓬萊中央公園(テニスコート)	コート不良のため利用休止	

福祉・高齢者施設

対象施設	実施時期	内容
老人福祉センター	5月27日から利用可	利用人数、利用方法について一部制限あり。
ヘルシーランド福島	一部利用可	サウナの利用は不可 利用人数の制限あり 飲食の禁止(水分補給は除く)
福島市身体障がい者福祉センター「腰の浜会館」	5月27日から利用可	利用人数、利用方法について一部制限あり。
わたりふれあいセンター	5月25日から利用可	利用人数、利用方法について一部制限あり。
敬老センター	5月21日から利用可	利用人数、利用方法について一部制限あり。
飯野地域福祉センター	6月1日から利用可	利用人数について制限あり。
松川町屋内ゲートボール場	5月22日から利用可	

学習センター

対象施設	実施時期	内容
学習センター(センター内図書室含)	6月1日～通常利用可	※5/31まで夜間及び火曜日の利用は不可。

児童センター・保育所・幼稚園

対象施設	実施時期	内容
市立幼稚園	5月25日～再開	5月中は分散登園 6月1日以降は通常登園(クラスごとに慣らし期間(午前保育)を設け6月15日から通常保育の予定)
認可保育施設	通常開所を継続	通常どおり開所(継続) 自宅で保育いただいた園児については、心身への負担を考慮し、5月中は、段階的な登園をお願いします。
児童センター(清水・渡利・蓬莱・東浜・野田)	6月1日～自由来館も利用可	自由来館を再開 放課後児童クラブは通常どおり開所(継続)

市立小・中・特別支援学校

対象施設	実施時期	内容
市立小・中・特別支援学校	5月24日まで 5月25日から5月31日まで 6月1日から	臨時休業 学校再開(週2回の登校日を設ける。※小学1・6年生、中学3年生は週3回) 通常登校

文化・教育施設

対象施設	実施時期	内容
市立図書館	利用可	
西ロライブラリー	利用可	
子どもライブラリー	利用可	
こむこむ館	一部利用不可	(のびのび広場・リハーサルスタジオ等)の利用は不可
立子山自然の家	利用可	
旧佐久間邸	6月1日～利用可	5月31日まで、調理室のみ利用不可
ふくしん夢の音楽堂	6月1日～利用可	6月1日～ホール、練習室の利用も可※人数制限あり
古閑裕而記念館	6月1日～利用可	2F視聴コーナーは利用休止、入館制限あり。
草心苑	利用可	
宮畑遺跡史跡公園	利用可	
民家園	6月1日～利用可	
市民ギャラリー	6月1日～利用可	
御倉邸	利用可	

観光施設・歴史遺産

対象施設	実施時期	内容
浄土平天文台	5月18日～利用可	
旧堀切邸	5月17日～利用可	
つちゆロードパーク	5月17日～利用可	
UFOふれあい館	5月19日～利用可	
UFO物産館	5月20日～利用可	
あったか湯	5月18日～利用可	
中之湯	5月17日～利用可	
湯楽座	5月17日～利用可	
湯愛舞台	5月17日～利用可	
波来湯	4月19日から	臨時休館
飯坂温泉公衆浴場(波来湯を除く)	4月23日から	6:00～10:00、15:00～22:00に短縮営業
ふくしまスカイパーク	6月6日～利用可	離着陸場の使用は、通常どおり利用可能 ふくしま飛行協会の展示場の開放休止(6月6日より開放)
四季の里	利用可	開園時間: 当面の間9:00～17:00 各施設は短縮営業 ・アイス屋: 10:00～15:00 ・売店: 10:00～15:00 ・アサヒビール園: 11:00～17:00(限定メニュー、テイクアウトのみ) ・いなかな亭: 10:00～14:00(テイクアウトのみ)
小鳥の森	6月2日～利用可	ネイチャーセンターは休館、その他は通常利用可 6月2日より全施設通常利用可(6月1日はネイチャーセンター一定休日)
水林自然林	6月1日～利用可	キャンプ場、BBQは5月31日まで利用休止、その他は通常利用可(6月1日より全施設利用可) ※キャンプ場、BBQの予約受付は5月27日より開始
もにわの湯	利用可	
茂庭ふるさと館	利用可	
茂庭生活歴史館	利用可	
茂庭広瀬公園キャンプ場	利用可	
荒川資料室	利用可	

集会・研修施設

対象施設	実施時期	内容
市民会館	利用可	各部屋の収容人員を定数の1/2以下とする。
男女共同参画センター(会議室)	利用可	各部屋の収容人員を定数の1/2以下とする。
サンライフ福島	6月1日～利用可	予約の受付開始は5月20日から可能。
キョウワグループ・テルサホール	6月1日～利用可	利用相談は5月20日から可能。 予約の受付開始は6月1日から可能。
働く婦人の家	6月1日～利用可	利用相談は5月20日から可能。 予約の受付開始は6月1日から可能。
勤労青少年ホーム	6月1日～利用可	利用相談は5月20日から可能。 予約の受付開始は6月1日から可能。
AOZ	利用可	予約の受付開始は5月18日から可能。
東部勤労者研修センター	利用可	予約の受付開始は5月18日から可能。
西部勤労者研修センター	利用可	予約の受付開始は5月18日から可能。 ※6月1日より多目的ホール利用可
産業交流プラザ(コラッセふくしま2階及び12階展望室)	6月1日～利用可	予約の受付開始は5月20日から可能。
産業交流プラザ(コラッセふくしま3階会議室及び企画展示室)	6月1日～利用可	予約の受付開始は5月20日から可能。
パルセ飯坂	利用可	
市民活動サポートセンター(チェンバおおまち内)	利用可	各部屋の収容人員を定数の1/2以下とする。
まちなか交流施設(ふくふる)	利用可	各エリアの収容人員を定数の1/2以下とする。
いいの交流館	利用可	

1 福島市の感染者等の現状について

項目	現状	備考
①患者数	19人 (入院中3人、退院16人)	R2.5.27現在
②帰国者・接触者 外来受診者数	518人	R2.5.26現在
③PCR検査実施数 結果	616人※ 陽性19人 陰性597人	R2.5.23現在 ※検査数に退院 のための検査は含 まれておりません。

2 相談状況

(1) 相談窓口別対応状況（～R2.5.26）

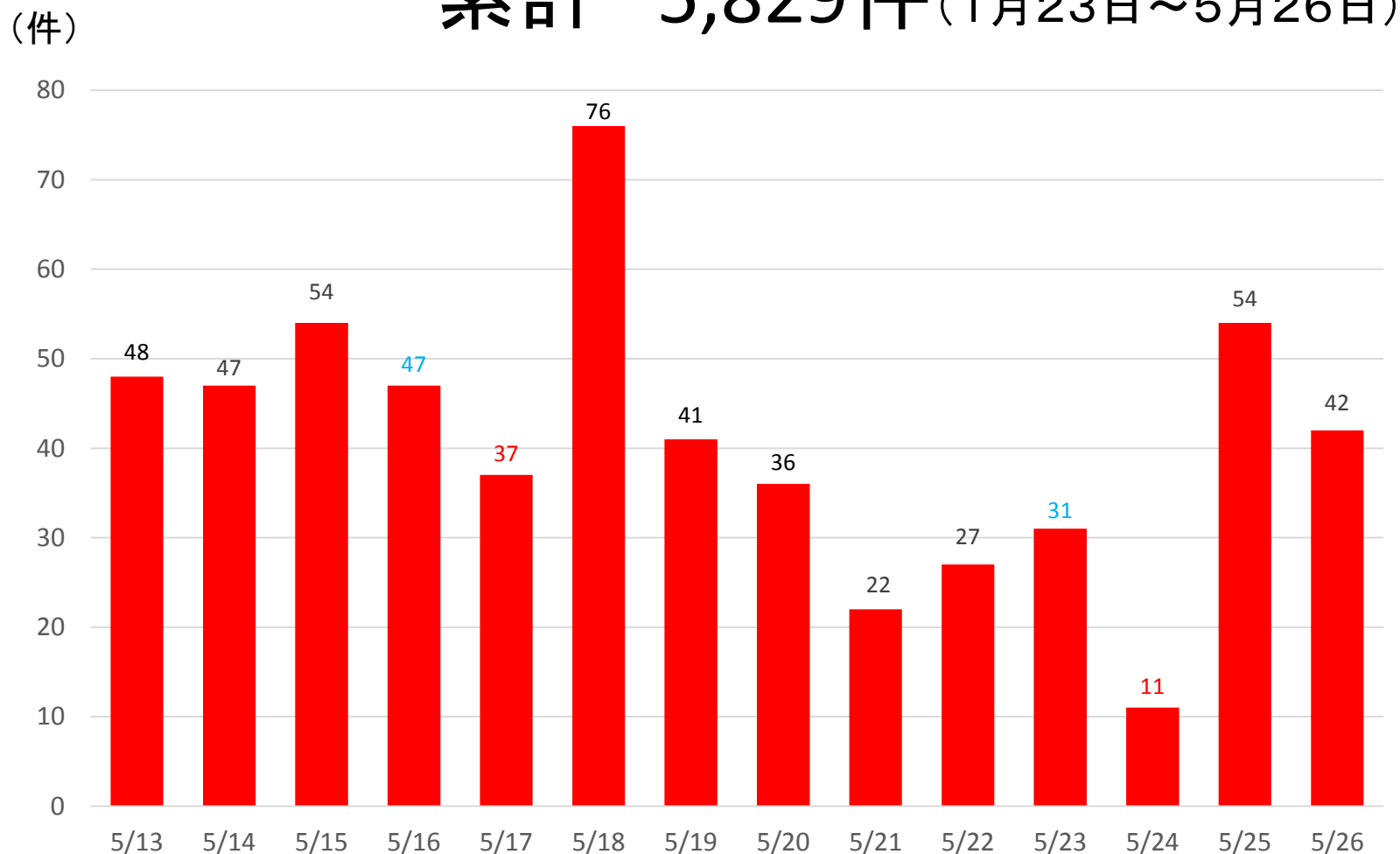
相談窓口	市民	病院	計
新型コロナウイルス感染症に関する相談専用電話 ※ (令和2年2月5日開設)	3,096	104	3,200
帰国者・接触者相談センター (令和2年2月7日開設)	2,461	168	2,629

※ 2月4日以前に受けた新型コロナウイルス感染症保健所相談電話も含む
なお、4月21日から「一般相談(コールセンター)」として県内一括で業務を委託。

2 相談状況

(2) 市民等からの相談対応状況

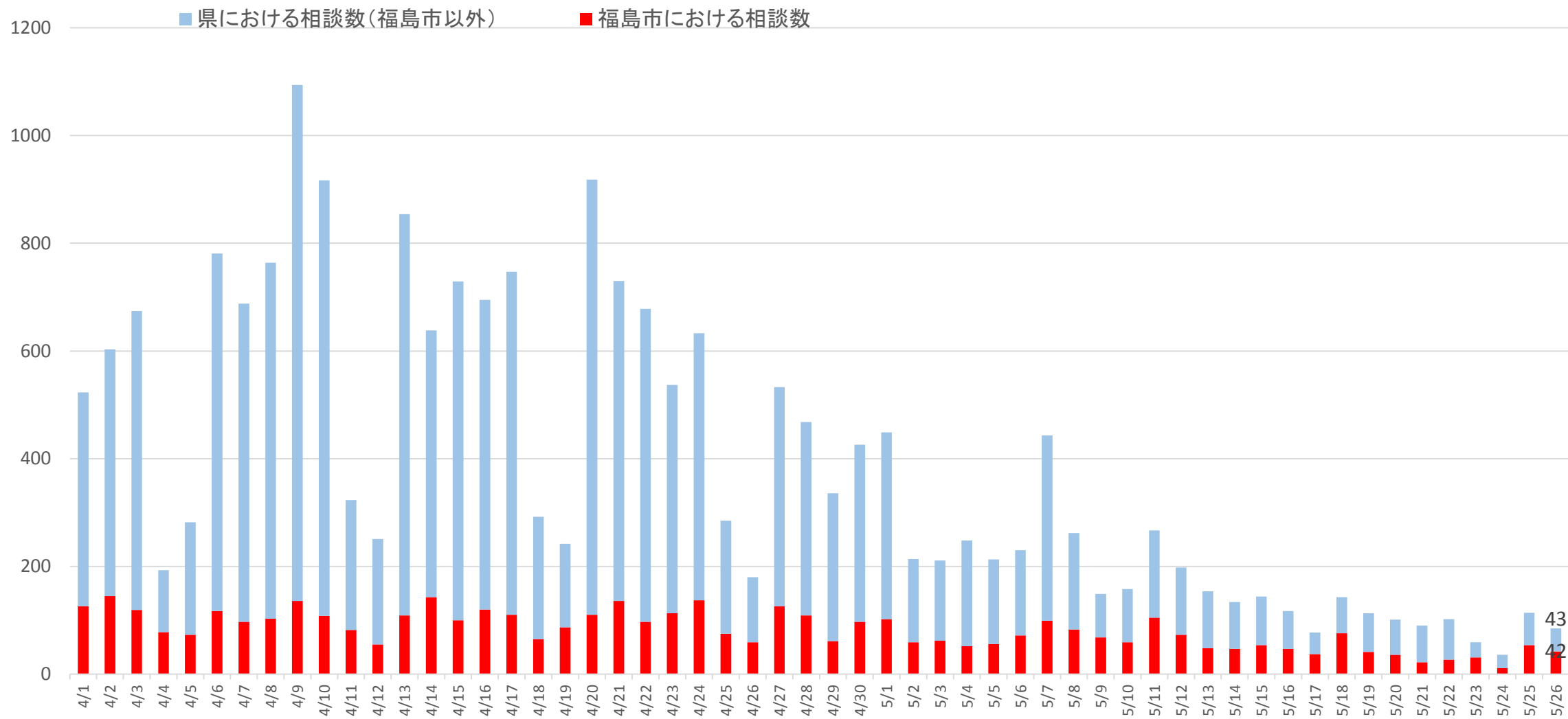
累計 5,829件 (1月23日～5月26日)



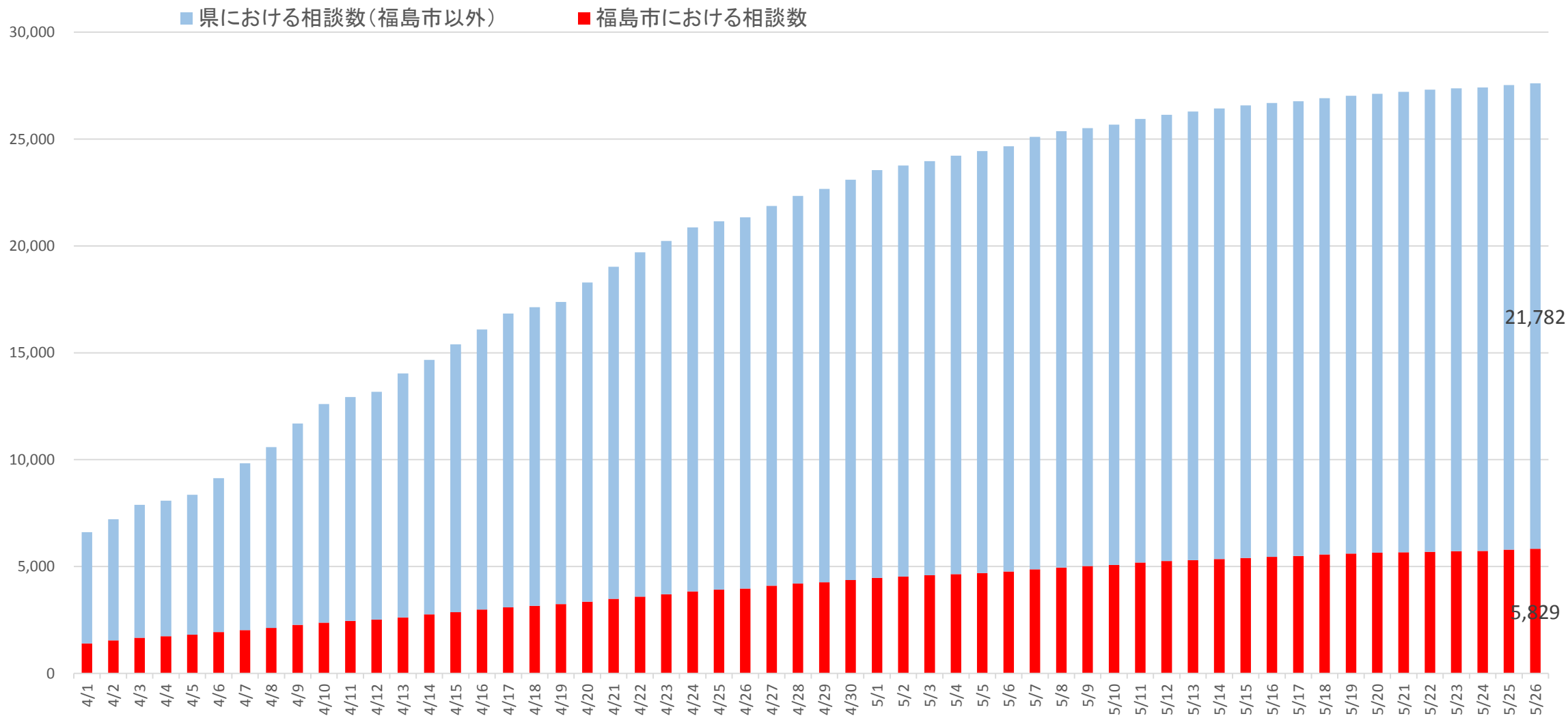
【主な相談内容】

- 自身の健康相談について
- PCR検査の実施について

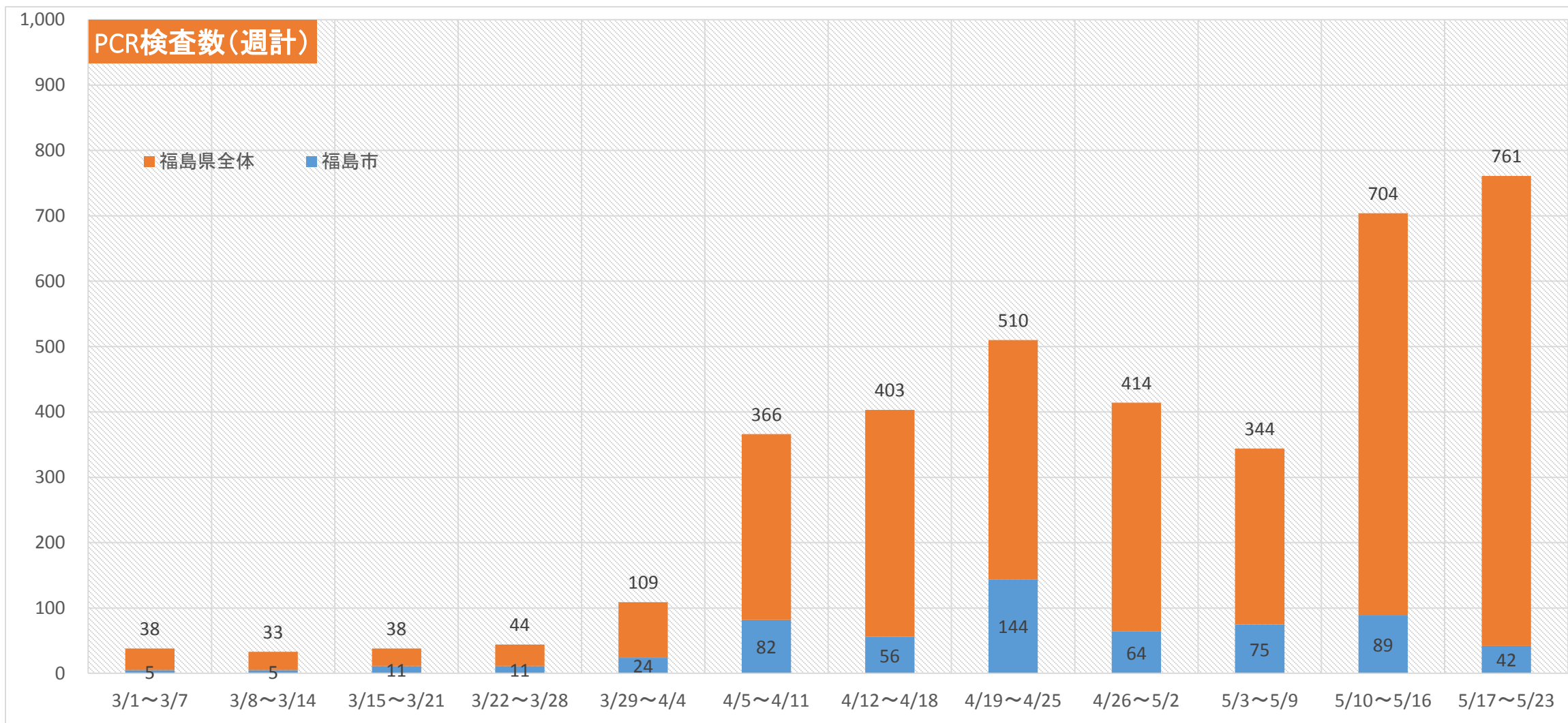
3 相談件数の推移(日計)



3 相談件数の推移(累計)



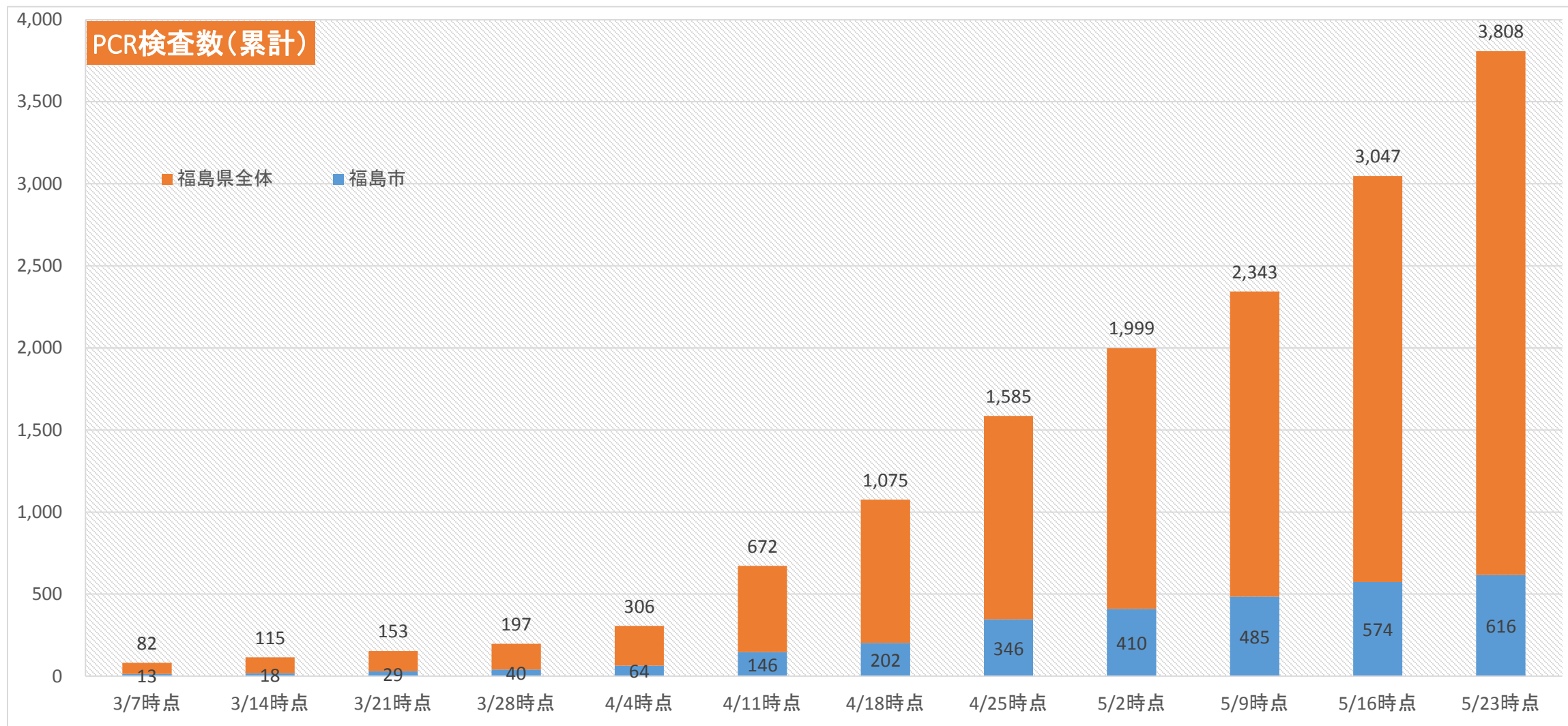
4 PCR検査状況の推移(週計)



※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

4 PCR検査状況の推移(累計)

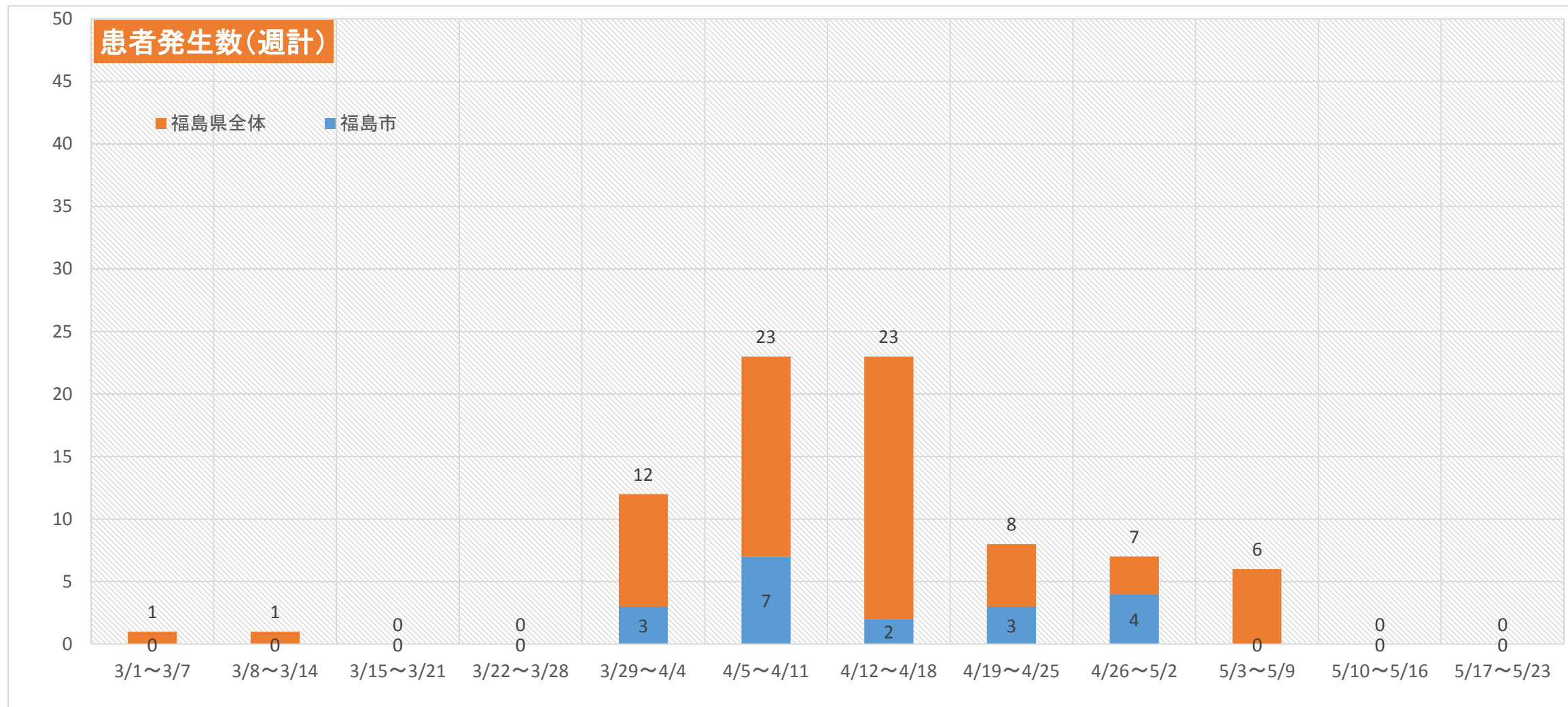


※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

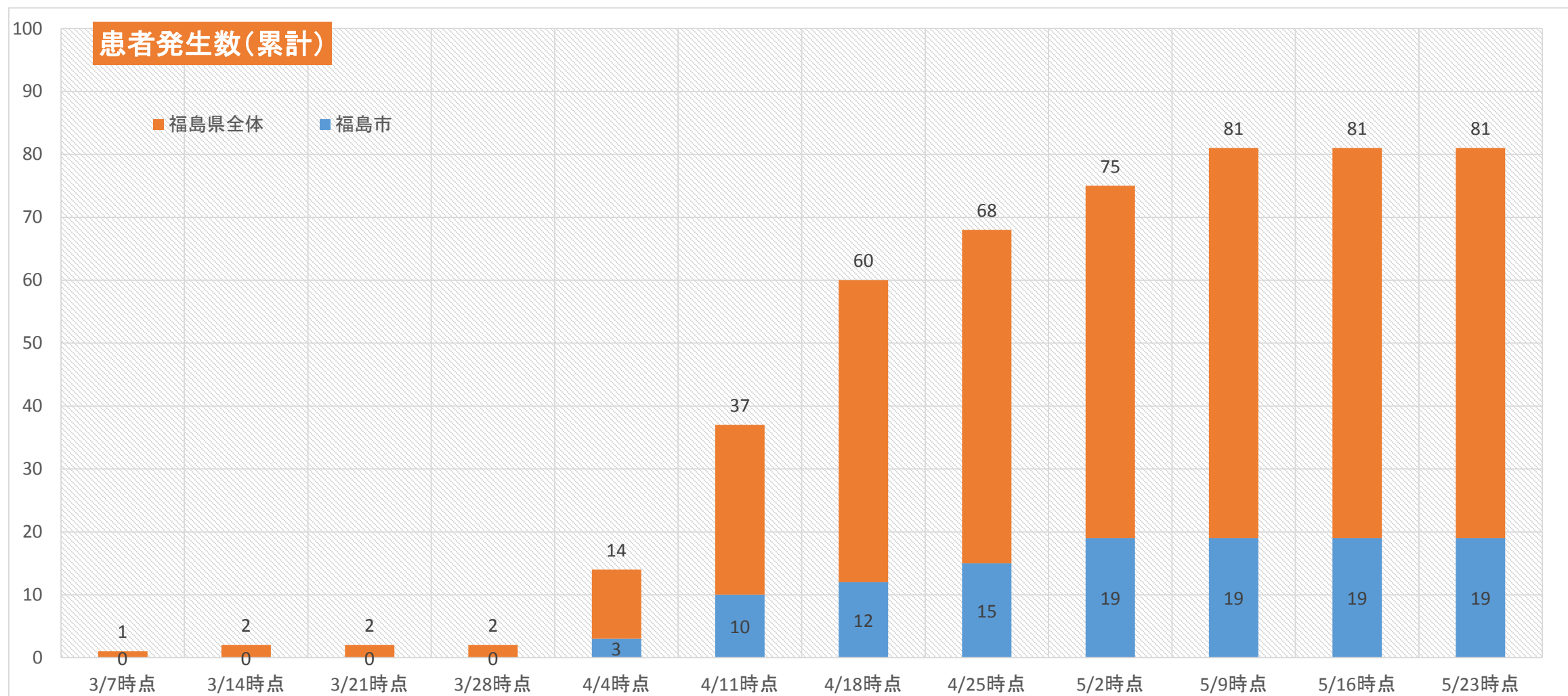
5 患者発生状況の推移(週計)

◆陽性者の発生状況



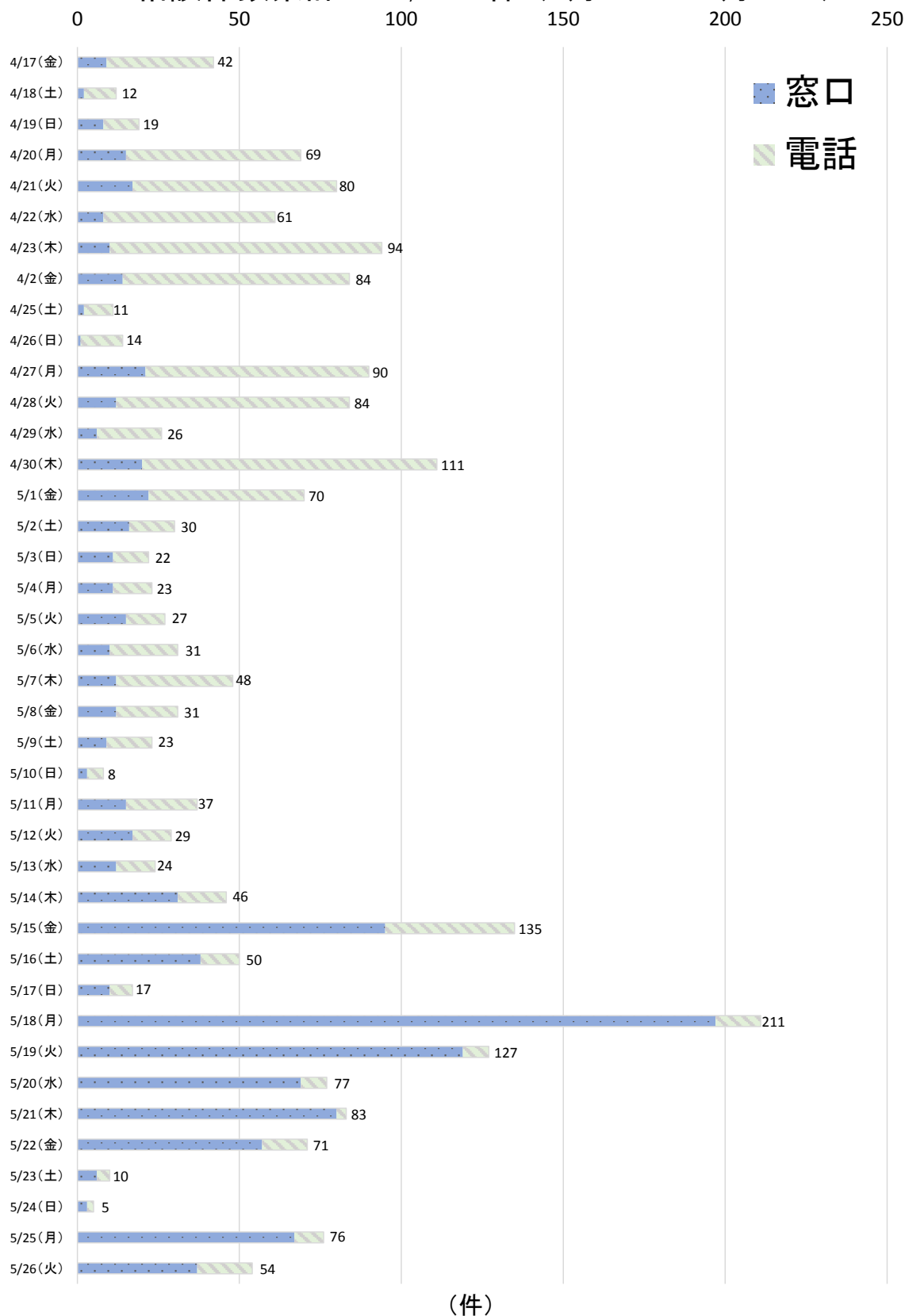
5 患者発生状況の推移(累計)

◆陽性者の発生状況



新型コロナウイルス感染症に関する生活相談案内窓口

相談件数累計: 2,162 件 (4月17日～5月26日)



(件)

【直近の相談内容】特別定額給付金、中小企業・小規模事業者向け支援

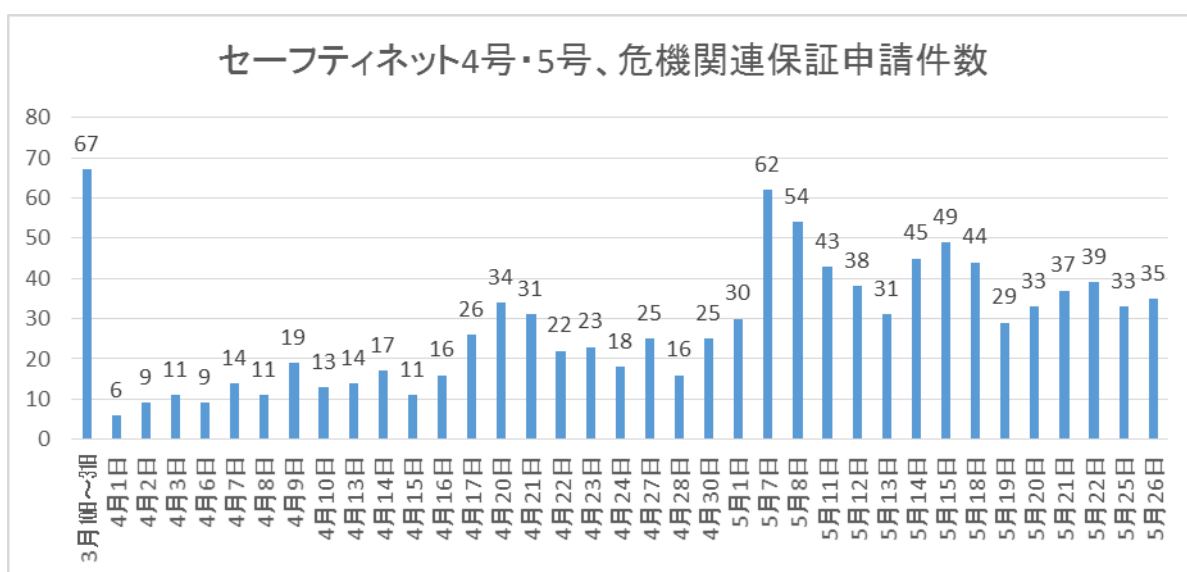
セーフティネット申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 累計申請件数 (3/10~5/26 現在)

セーフティネット4号	816
セーフティネット5号	45
危機関連保証	178
計	1039



<参考>

新融資制度創設 (利息、保証料が国県より補助されるもの)

◆福島県制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金 (実質無利子型)」

取扱期間 令和2年5月1日から12月31日受付分まで

対象者 ①個人事業主 (フリーランス含み、小規模に限る) 売上減少▲5%以上

②小・中規模事業者 売上減少▲5%以上

③小・中規模事業者 売上減少▲15%以上

融資限度 運転資金、設備資金 3,000万円

融資期間 10年以内 (うち据置5年以内)

融資利率 当初3年間無利子 (固定 年1.5%以内)

保証料率 上記①、③は全期間保証料ゼロ

上記②は、全期間保証料率1/2

※融資を受ける要件として、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証による売り上げ減少の市町村の認定書が必要となる。

飲食店営業継続支援給付金申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 申請件数 (5/1~5/26 現在)

770件 (オンライン320件、郵送・持参450件)

(2) 給付決定件数 (5/1~5/26 現在)

693件 (オンライン264件、郵送・持参429件)

※決定率(2)/(1)=90.0%

(3) 給付件数 (5/28 までの振込分)

658件 (オンライン258件、郵送・持参400件)

※給付率(3)/(2)=94.9%

※次回振込予定日：5/29

2 制度概要

対象者 店内で消費する飲食物の提供を主たる事業とする飲食店を市内で営む
中小企業者・個人事業主

要件 ○食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けていること
○令和2年5月1日時点で3か月以上営業しており、今後も継続の意思
があること
○令和2年4月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること

支給額 ①テナント店舗

賃料月額1/2×4か月分(上限20万円、下限10万円)

一事業者あたり最大2店舗 40万円

②自己所有店舗

一律 5万円

一事業者あたり最大2店舗 10万円

受付期間 令和2年5月1日から6月15日